

平成25年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 地域主権改革に沿った地方の一般財源総額の確保と地方財政の健全化

- (1) 「中期財政フレーム（平成25年度～平成27年度）」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、交付団体始め地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額について、実質的に平成24年度地方財政計画の水準を下回らないよう確保。
- (2) 特に、地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。また、地方税について、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築。
- (3) 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を踏まえ、健全化判断比率の公表等を着実に実施するとともに、第三セクター等、公立病院、地方公会計等の改革を進め、財政健全化を促進。

2. 地域経済の再生・成長

地域経済を取り巻く環境が極めて厳しい中、地域経済の再生・成長を図る等の観点から、グリーン、ライフ、農林漁業などの新たな成長を目指す重点分野への対応など「日本再生戦略」を踏まえた施策に的確に対応。

3. 社会保障・税一体改革の着実な推進

地方税及び地方交付税に係る税制抜本改革法の円滑かつ着実な施行を図ることにより、国とともに社会保障制度を支える地方の社会保障給付に対する安定財源を確保。また、地方の意見を十分に踏まえ、社会保障制度改革を具体化。

【東日本大震災分】

東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保。

平成25年度地方交付税の概算要求(案)の概要

【要求の考え方】

- 「中期財政フレーム(平成25年度～平成27年度)」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額について、実質的に平成24年度の水準を下回らないよう確保
- 地方交付税については17.2兆円を要求し、地方の安定的な財政運営に必要となる財源を適切に確保
- 東日本大震災の復旧・復興事業及び東日本大震災の教訓を踏まえ全国的に緊急に実施する防災・減災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保

【要求内容】

- (1) 税制抜本改革時まで継続することとされている地方の財源不足の状況等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(1.1兆円)を行う。併せて、三位一体改革で削減された地方交付税の復元のため所得税に係る交付税率の引上げ(現行32%→40%)を事項要求とする。
(参考) 平成18年度所得税税源移譲額の交付税率相当額(H25ベース)
※ 試算額 所得税の8%相当=1.1兆円
- (2) 平成23年度から平成25年度における財源不足を折半で補填するルールに基づき、臨時財政対策特例加算(3.9兆円)を平成24年度同様に行う。
- (3) 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

【上記に基づく概算要求の姿】

- 地方交付税(地方団体への交付ベース)
17兆1,970億円+事項要求 (H24 17兆4,545億円)
(H24比 △2,575億円)
(参考)一般財源総額見込み 60兆円程度 (H24 59兆6,241億円)

※ この概算要求は仮置きの数値であり、今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、予算編成過程で調整するとともに、交付税率の引上げ及び東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。

平成25年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

【通常収支分】

(単位:兆円)

区 分	24年度	25年度		特記事項
		増減	伸び率(%)	
(歳出)	兆円	兆円	兆円	%
給与関係経費	21.0	20.7	△ 0.2	△ 1.1
退職手当以外	18.8	18.8	△ 0.1	△ 0.4
退職手当	2.2	2.0	△ 0.2	△ 7.6
一般行政経費	31.1	31.9	0.8	2.5
補助	15.9	16.4	0.5	3.4
単 独	13.8	14.0	0.2	1.2
国民健康保険・後期高齢者 医療制度関係事業費	1.4	1.5	0.1	4.5
地域経済基盤強化・雇用等対策費	1.5	1.5	0.0	0.0
投資的経費	10.9	10.7	△ 0.2	△ 2.0
直轄・補助	5.7	5.6	△ 0.1	△ 2.0
単 独	5.2	5.1	△ 0.1	△ 2.0
そ の 他	17.4	17.5	0.2	0.9
一 般 歳 出 計	66.5	66.8	0.3	0.5
計	81.9	82.3	0.5	0.6
(歳入)				
地 方 税 等	35.9	36.4	0.5	1.4
地 方 税	33.7	34.2	0.5	1.5
地方譲与税	2.3	2.2	△ 0.0	△ 0.6
地方特例交付金	0.1	0.1	△ 0.0	△ 1.8
地方交付税	17.5	17.2	△ 0.3	△ 1.5
国庫支出金	11.8	11.9	0.1	1.1
地 方 債	11.2	11.3	0.1	1.0
うち臨時財政対策債	6.1	6.5	0.4	6.2
そ の 他	5.4	5.4	△ 0.0	△ 0.1
「一 般 財 源」	59.6	60.2	0.6	1.0
(水準超経費除き)「一般財源」	59.0	59.5	0.5	0.9
計	81.9	82.3	0.5	0.6

- 注) 1 「中期財政フレーム(平成25年度～平成27年度)」、「概算要求組替え基準」等を前提とした仮置きの数値である。
 2 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方については「平成25年度地方交付税の概算要求の概要」のとおりである。
 3 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債の合計額である。
 4 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、伸び率が一致しない場合がある。
 5 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求している。

平成25年度 地方交付税・地方特例交付金 概算要求(案)の概要

交付税及び譲与税配付金特別会計

(1)通常収支分

(単位:億円)

項 目	平成25年度 要求額 A	平成24年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
<地方交付税>				
一般会計からの繰入れ	168,069	164,665	3,404	2.1
財投特会からの繰入れ	3,500	3,500	0	0.0
借入金償還	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0
借入金等利子	△ 2,136	△ 2,428	292	△ 12.0
前年度からの繰越分	1,537	4,608	△ 3,071	△ 66.6
剰余金の活用	2,000	5,200	△ 3,200	△ 61.5
返還金	0	0	0	—
計	171,970	174,545	△ 2,575	△ 1.5
<地方特例交付金>				
一般会計からの繰入れ	1,252	1,275	△ 23	△ 1.8
一般会計からの繰入れ 合 計	169,321	165,940	3,381	2.0

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

(注)

【地方交付税】

- 1 この概算要求は、「中期財政フレーム(平成25年度～平成27年度)」、「概算要求組替え基準」等を前提とした仮置きの数値である。その考え方等は「平成25年度地方交付税の概算要求(案)の概要」のとおりである。
- 2 国税及び地方税の税収見積り等については、名目経済成長率、弾性値等について一定の前提を置き、機械的に積算している。
- 3 「財投特会からの繰入れ」は、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用を見込んで計上している。
- 4 「剰余金の活用」は、交付税及び譲与税配付金特別会計における剰余金について、利率等について一定の前提を置き、平成25年度に活用が可能と見込まれる額を仮に計上している。
- 5 「前年度からの繰越分」は、国税五税の平成23年度補正後収入見込額と決算額との差額に対応する法定率分の額について、平成24年度において精算した上で平成25年度へ繰り越すものと仮定して計上している。
- 6 覚書に基づいて一般会計から加算することとされている額については、平成24年度と同様、法定化した上で後年度に加算することを前提としているが、今後の地方財政の状況に応じて要求を行う場合がある。
- 7 地方交付税を国税収納金整理資金から、直接、交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる措置について、今後、検討を行い、必要な場合には、法改正及び概算要求の修正を行う。

【地方特例交付金】

この概算要求は、仮置きの数値であり、平成25年度所要見込額を仮に計上している。今後、経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ、要求内容の修正を行う。

(2)東日本大震災分

(単位:億円)

項 目	平成25年度 要求額 A	平成24年度 予算額 B	増 減 額 (A-B) C	増 減 率 C/B (%)
復興特会からの繰入れ	事項要求	5,490	—	—
前年度からの繰越分	0	1,365	△ 1,365	皆減
計	事項要求	6,855	—	—

表示単位未満を四捨五入しており、積み上げと一致しない場合がある。

平成25年度地方交付税算定基礎(案)

(単位: 億円)

区分	平成25年度 当初予算額 A	平成24年度 当初予算額 B	増減額 (A-B) C	増減率 C/B	
一般会計	国税5税の法定率分等 ①	110,133	106,053	4,080	3.8%
	所得税×32%	44,837	43,171	1,666	3.9%
	酒税×32%	4,404	4,288	116	2.7%
	法人税×34%	30,763	29,947	816	2.7%
	消費税×29.5%	31,426	30,748	678	2.2%
	たばこ税×25%	2,508	2,363	146	6.2%
	(小 計)	113,938	110,517	3,421	3.1%
	平成19、20年度精算分等 ※1	△ 3,805	△ 4,464	659	△14.8%
	(小 計)	△ 3,805	△ 4,464	659	△14.8%
	一般会計からの加算分 ②	57,937	58,613	△ 676	△1.2%
法定加算等	8,231	9,752	△ 1,521	△15.6%	
別枠の加算(事項要求) ※2	10,800	10,500	300	2.9%	
臨時財政対策特例加算	38,906	38,361	544	1.4%	
計(入口ベース) ①+②=③	168,069	164,665	3,404	2.1%	
特別会計	返還金 ④	0	0	0	—
	特別会計借入金償還額 ⑤	△ 1,000	△ 1,000	0	0.0%
	特別会計借入金利子 ⑥	△ 2,136	△ 2,428	292	△12.0%
	剰余金の活用 ⑦	2,000	5,200	△ 3,200	△61.5%
	地方公共団体金融機構の 公庫債権金利変動準備金の活用 ⑧	3,500	3,500	0	0.0%
	前年度からの繰越 ⑨	1,537	4,608	△ 3,071	△66.6%
	計 ④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨=⑩	3,901	9,880	△ 5,979	△60.5%
地方交付税総額(出口ベース) ③+⑩ ⑪	171,970	174,545	△ 2,575	△1.5%	

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない場合がある。

※1 平成19、20年度精算分及び平成20年度補正予算における臨時財政対策債振替加算相当額の減額分である。

※2 地方の財源不足の状況等を踏まえた一般会計からの別枠の加算(1兆800億円)を行う。併せて、三位一体改革で削減された地方交付税の復元のため所得税に係る交付税率の引上げ(現行32%→40%)を事項要求とする。

※3 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求している。

平成25年度地方債計画（案）

【通常収支分】

（単位：億円、％）

項 目	平成25年度 計画額(案) (A)	平成24年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B) × 100
一 一般会計債				
1 公共事業等	18,258	18,630	△ 372	△ 2.0
2 公営住宅建設事業	1,150	1,174	△ 24	△ 2.0
3 災害復旧事業	290	290	0	0.0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,744	3,821	△ 77	△ 2.0
5 一般単独事業	15,138	15,447	△ 309	△ 2.0
6 辺地及び過疎対策事業	3,264	3,297	△ 33	△ 1.0
7 公共用地先行取得等事業	462	472	△ 10	△ 2.1
8 行政改革推進	2,290	2,400	△ 110	△ 4.6
9 調整	100	100	0	0.0
計	44,696	45,631	△ 935	△ 2.0
二 公営企業債				
1 水道事業	3,696	3,636	60	1.7
2 工業用水道事業	232	276	△ 44	△ 15.9
3 交通事業	1,721	2,356	△ 635	△ 27.0
4 電気事業・ガス事業	102	70	32	45.7
5 港湾整備事業	543	618	△ 75	△ 12.1
6 病院事業・介護サービス事業	3,249	3,374	△ 125	△ 3.7
7 市場事業・と畜場事業	638	759	△ 121	△ 15.9
8 地域開発事業	721	1,304	△ 583	△ 44.7
9 下水道事業	11,754	11,908	△ 154	△ 1.3
10 観光その他事業	81	131	△ 50	△ 38.2
計	22,737	24,432	△ 1,695	△ 6.9
三 臨時財政対策債	65,121	61,333	3,788	6.2
四 退職手当債	2,000	3,700	△ 1,700	△ 45.9
五 国の予算等貸付金債	(1,171)	(1,195)	(△ 24)	(△ 2.0)
総 計	(1,171)	(1,195)	(△ 24)	(△ 2.0)
134,554	135,096	△ 542	△ 0.4	
内 普通会計分	112,802	111,654	1,148	1.0
訳 公営企業会計等分	21,752	23,442	△ 1,690	△ 7.2
資金区分				
公 的 資 金	55,100	55,405	△ 305	△ 0.6
財 政 融 資 資 金	36,000	36,188	△ 188	△ 0.5
地方公共団体金融機構資金	19,100	19,217	△ 117	△ 0.6
（国の予算等貸付金）	(1,171)	(1,195)	(△ 24)	(△ 2.0)
民 間 等 資 金	79,454	79,691	△ 237	△ 0.3
市 場 公 募	44,400	44,400	0	0.0
銀 行 等 引 受	35,054	35,291	△ 237	△ 0.7

その他同意（許可）の見込まれる項目

- 1 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 財政再生団体が発行する再生振替特例債

（備 考）

- 1 「東日本大震災分」に係る地方債計画については、別途策定するものとする。
- 2 公債費負担対策については、別途検討するものとする。
- 3 財政融資資金の償還期限については、下水道事業等所要の事業について改善を図るものとする。
- 4 国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害援護資金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。